

Title	第一次世界大戦期における総動員機関設置過程にみる政軍関係： 英国からの影響と文民優位体制の展開
Sub Title	How did Japan learn the total mobilization system during WW1? : influence from the UK and civilian ascendancy over the military
Author	諸橋, 英一 (Morohashi, Eiichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.96, (2013. 3) ,p.243- 277
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿表 陸軍将校海外派遣一覧
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0243">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0243</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 第一次世界大戦期における

## 総動員機関設置過程にみる政軍関係

——英国からの影響と文民優位体制の展開——

諸 橋 英 一

- 一 はじめに
- 二 英国における総動員機関の設置と政軍関係
- 三 総動員機関における英国からの影響と日本の展開
  - (一) 日本の情報収集対象国
  - (二) 軍需工業動員法と軍需局
- 四 おわりに

## 一 はじめに

一九一四年六月に発生したオーストリア＝ハンガリー帝国フランツ・フェルディナンド大公の暗殺は、八月に列強を巻き込む第一次世界大戦へと発展していった。英仏伊においては戦死者数が第二次大戦のそれに数倍するという事実が示すように、その衝撃は甚大であり、影響はあらゆる方面に及んだ。特に機関銃など兵器技術の進歩は職業軍人からなる軍隊を開戦後瞬く間に破壊し、それまで戦争に関与することは基本的に稀だった国民を大規模に徴兵する必要が生じた。そうして急造された軍隊を武装させるとともに、戦場での大量消費を賄うために、軍工廠にとどまらない大規模な生産体制も整備する必要に迫られたのである。こうして総力戦や総動員体制の概念が登場する。いわばそれまで軍人の専管であった戦争の国民化が進み、交戦各国とも戦争の指導や運営を巡って、文民 (civilian) と軍人 (military) の関係は変化を迫られていくことになったのである。

こうした状況下、「総動員体制」という概念が表出することになるのであるが、その言葉は多様な側面を包含しており、その意味を明確にしておかなければ、議論が錯綜することになる。したがって、本稿における「総動員」の意味を以下明確にしておきたい。

まず、機関銃など画期的な近代兵器の登場によって戦争の勝敗を物量が大きく左右するようになり、<sup>①</sup>弾薬の大量消費が進んだ結果、その弾薬（＝軍需）の大量生産をいかに効率よく行うかという観点で始められたのが経済（生産力や資源）の統制・動員である。その際、兵員を大量に確保すると同時に、工場などにおける労働力も確保する必要が生じるため、人的資源の統制・動員も併せて行われ始める。それらが総動員の最も中核的な部分であると考えられる。

次に、イデオロギーやプロパガンダ、あるいは宗教を巻き込んだ精神動員や近年指摘される総力戦下の福祉政策の展開<sup>(2)</sup>などは、兵員や労働力として国民を積極的に戦争へ関与させ続けるための手段であり、上記の中核部分を補助する、二次的な部分である。これらが行われるようになるのは第一次大戦後期からであり、本格的に実施されるのは第二次大戦期である。本稿において考察する総動員は経済動員を中心とする前者である。

日本では第二次大戦時の国家総動員法や企画院が有名であるが、第一次大戦期にも総動員体制の整備が進められている。特に大戦中から大戦直後の時期には総動員立法である軍需工業動員法や、同法に基づいて総動員業務を主管する軍需局と、その後身の国勢院が設けられた。これらは第二次大戦期に行われた国家総動員の前史として位置づけられる理解が一般的である。特に、先行研究では企画院の存在を前提として、軍需局や国勢院を「経済企画官庁」<sup>(3)</sup>、あるいはその原初的存在として捉え、経済を扱う官庁に軍人が進出したという認識が展開されている。同様に、総動員体制全体についても、軍人が経済社会分野へ進出する契機となったとする認識<sup>(4)</sup>が一般的である。

しかし、こうした見解は第二次大戦期の企画院などのイメージを第一次大戦期に逆投影することによって得られた結果であるため、設置時における本来の性格を的確に把握することに失敗し、誤解を含んでいる。つまり、軍需の発注や生産はそもそも軍部の権限において行うものであるにもかかわらず、総力戦においては軍需生産の最大化を目的として経済社会全体の動員を運営する必要性に迫られたため、軍需生産のプロセスに文民勢力の介入を軍が許容せざるを得なくなったのである。こうした側面への理解が不十分であり、意図的か無意識かは定かではないが、その把握が欠落させられてきたといえる。後述する英国の事例が最も顕著に示すように、総動員の運営機関は軍から権限、あるいは機構が分離して設置されたのである。英国同様、軍需局と国勢院は、工業動員を行う必要に迫られた軍部が自らの権限である軍需調達に他官庁や財界を関与せざるを得なくなった結果設置されたものであり、これまでいわれてきたのとは逆に、軍の領域に文民勢力が介入する契機となったとも考えられるのである。

総動員体制における政軍関係について先行研究では、総動員体制をファシズムと捉え改政政治と対立させる立場<sup>(5)</sup>、対立よりも財界の「荷担」を強調する立場、「ブルジョワ」政党政治と軍の親和性を見出す立場<sup>(7)</sup>などが存在している。これらは上記の不十分、あるいは誤った理解に基づき軍部がその他の分野へ進出する契機として総動員体制を捉えることになる。そうした中、黒沢文責氏は「全ての分野に関連を有する総力戦の性質が、軍部に軍事以外の分野に対する問題関心の広がり方を要請し、それが逆に軍部の独善性を弱め幅広い物の見方を可能にした<sup>(8)</sup>」として文民勢力に対して協調的な軍の姿勢を提示している。これは森靖夫氏によって提示された、軍政の統帥に対する優位を確立し、国務との協調を強化しようとしていた陸軍省永田鉄山の試みへとつながるものと理解できる<sup>(9)</sup>。本稿は、黒沢氏が提示した軍部の柔軟性をさらに推し進め、軍部の地位低下は総動員体制運営における技術的必然であるとの認識に立ちながら考察を進める。また、これまで当時の総動員機関は「工場・事業調査のほかはさしたる活動を見せていない<sup>(10)</sup>」という評価が多いゆえか、総動員の中でも経済の組織化、軍の近代化、国民精神の動員などに注目が集まり、その総動員体制を要となつて運営する組織について十分な検討がされているとはいえない<sup>(11)</sup>。総動員機関の構成や運営は一般的にどのようなものか、どのように構想されたのか検討を行う必要がある<sup>(12)</sup>。

本稿ではかかる問題意識に基づき、総動員体制への対応を主導した陸軍を中心にその総動員機関の設計思想と運営構想を明らかにしながら、当時の政軍関係を考察する。まず第二章では日本が主な情報源とした英国における総動員機関の設置過程を概観し、総動員体制に起因する軍の地位の低下と、総動員機関の基本的特徴を確認する。後述するように日本の動員機関や法制は英米を参考にしているため、日本を分析する上で英米を理解することが必要からである。第三章では英米仏露を中心とした国々からの情報収集状況を明らかにし、特に英国からの強い影響を受けながら軍需工業動員法の立案が進められたことを明らかにする。さらに軍需局の設置までを対象に、日本の総動員機関において、文民優位の政軍関係<sup>(13)</sup>が展開したことを明らかにする。

## 二 英国における総動員機関の設置と政軍関係

本章では英国の総動員機関設置過程を対象に、軍から軍需関連の権限を奪う形で動員機関である軍需省が設置されたことを確認する。そこには、経済全体を巻き込むほどに拡大せざるを得ない軍需生産体制は、もはや軍人の能力では適切に運営できないという極めて実務上の理由が存在していたことも指摘する。後述するように日本は動員機関の範を英米に見ているため、本章で扱う内容は日本を分析する際の指標となる。

一般に英国ではシビリアンコントロールが確立していたといわれているものの、軍政と統帥の対立は英国でも一九世紀末まで存在していただけでなく、第一次大戦においても戦略上の争点を巡って軍人と政治家の間で激しい対立が存在し、王権<sup>(16)</sup>や戦時下における軍の威信の高さの前に政治家たちがしばしば妥協を強いられたことは公知である。戦時下における軍部の権威は英国においても非常に強力で、陸軍大臣の去就は内閣の存亡を左右する可能性があった。このような状況下でどのように文民が軍から軍需供給の権限を奪取したのか以下で確認するが、それは、総力戦<sup>(17)</sup>における軍と民の関係を理解し、日本の状況を適切に評価することに資すると考える。

第一次世界大戦前半期の陸軍大臣は、開戦にあたり任命された現役軍人のキッチナーであった。アスキス首相の娘によれば彼はスーダンでの戦争以来、「国家的英雄以上」<sup>(18)</sup>の、軍を体現する存在だった。さらに「キッチナーなら間違いはないという気分が存在」しており、「彼が彼の権利によって国民に対する高い威信を政府に与えた」という。いかにキッチナーの人氣が高かったかがうかがわれる。したがって彼の入閣こそが政戦両略統合の象徴だった。<sup>(19)</sup>

さらに大衆は彼を政党政治の党派的な争いの上に位置していると考えており、この苦難の時に当たっては国家最高の軍人が陸軍を指揮することが最優先だと考えていた。彼自身も戦争を指揮する自身の権限が完全であるべきだと考

えていた。<sup>(20)</sup> 戦争は軍人だけの仕事であって通常の政治的統制の行使は「軍への余計な干渉」にすぎないという考えが支配的だった。<sup>(21)</sup> つまり軍事問題について文民が彼に抵抗するのは非常に困難だったのである。

当初、陸軍は職業軍人からなる約一〇万人の規模だったが、戦争の長期化を予測していたキッチナーはこれを五〇万人へと拡大することを要請し、認められた。その結果、訓練キャンプでは装備不足が発生するとともに、戦場での弾薬不足の噂も秋頃から政府内に流れ始めた。

こうした状況を受け一九一四年九月にロイド・ジョージ蔵相（後に軍需相、首相）は閣内に特別委員会をもうけようとした。ここからロイドを中心とした文民とキッチナーならびに兵站総監フォン・ドノップとの間に軍需供給を巡る争いが始まる。キッチナーはそのような委員会を時間と労力の無駄とし、彼が軍事的と判断する分野に対する政治家の関与を拒絶した。<sup>(22)</sup> 「彼はその当時、同僚さえも彼の権威にはあえて挑戦しないというほど、畏敬されて」おり、キッチナーの主張が容れられた。一九一四年の陸軍を動かしていたのは職業専門意識に基づく自尊心であり、<sup>(24)</sup> 彼らの専門家意識が文民の軍需供給行政への介入を許さなかった。

このように陸軍の排他性は強固であったものの、一〇月にロイドは改めて軍需問題を扱う弾薬委員会 (Shell committee) の設置を主張し、認められている。この閣内委員は陸軍、大蔵、海軍、内務、商務、農務の各大臣と大法官で構成され、軍需問題について文民の関与を一応可能としていた。しかし同委員会設置の第一目的はキッチナーとロイドの不和から生じる閣内危機を落ち着かせることにあり、<sup>(23)</sup> 成果も微々たるものだった。ただし、この委員会の活動を通じてロイドは軍需生産や軍の能力について知見を深めていった。

ロイドはこの委員会を通じて兵站総監フォン・ドノップと相対し、軍の当事者能力のなさを理解することになった。例えば、当時陸軍省は王立工廠と指定の業者からのみ軍需を購入していたが、当時の需要をまかなう能力は全くなかったため、ロイドは指定以外の企業を利用すべき、と主張した。しかしこれに対して兵站総監は武器の製造を無経

験な会社に任せるのは危険として反対した。<sup>(26)</sup> 職業軍人だけが軍需供給のような高度に技術的な問題について意見を言う資格があるという姿勢を崩さなかったのである。<sup>(27)</sup>

国内の軍需企業がすでに最大限活動しており、このままでは新造の軍隊を武装させられないことは明らかであり、有効な手を打たない軍に対してロイド達文官は不信感を募らせていった。逋信大臣は「陸軍省は六か月以上先の軍需の需要を見通すことができない」、「次の七月には供給が足りなくなるといふことを彼に理解させることは非常に困難」と書いている。<sup>(28)</sup> またロイドと緊密な関係にあった新聞社社長のジョージ・リデルは開戦一か月後すでに「兵器局の中心にいるドノップや同僚たちは銃についてはすべてを知っているが状況に対する広い見識が全くない」と観察していた。<sup>(29)</sup> そしてその広い見識の持ち主は軍にはいないと認識されたのである。

さらに軍部による情報の独占は文民の関与に対する障害となっていた。一九一五年四月に新設された委員会において軍需品の製造力に関する統計情報をロイドが陸軍側に求めた際、兵站総監は、それは機密情報であり、また情報を纏めるために数日分生産が遅れる<sup>(30)</sup>として拒絶した。要するに供覧に耐えるだけの形で情報は整理されておらず、軍の能力に対する不信に拍車をかけた。

この時点までに軍需不足への不安は高まり、政府内の軍に対する反感も強くなっていたが、依然として軍部の対外的な威信は保たれており、文民の介入は容易でなかった。このような軍の非協力のせいでこの委員会も「有名無実<sup>(31)</sup>」となっていた上、この軍事情報の扱いを巡ってキッチナーは辞職しようとした。それは未遂に終わったが、キッチナーの辞職は倒閣の引き金となりかねず、<sup>(32)</sup> 軍の統制の困難性を示すことになった。この時点で、専門家意識に固執し、独立行動を指向する軍から権限自体を剝奪する必要性をロイド蔵相は確信するとともに、動員行政に対する統制を確立するためには、委員会ではなく執行権を伴う省を設置する必要があると考えるに至った。

こうした状況の中、政軍関係を一変させるスキャンダルが発生した。四月、アスキス首相は演説中に、弾薬不足の



風説は事実無根であるとするキッチナー陸相の言葉を引用した。これに対して現地司令官フレンチが強烈に反発した。彼は開戦以来軍需不足を訴える電報を陸軍省に送り続けていたにもかかわらず、キッチナーによって握りつぶされていたのである。フレンチは軍需不足の惨状を明らかにすべく、特使を派遣してロイド蔵相や新聞に情報をリークしたのである。<sup>(33)</sup> その結果、五月にはタイムス紙に戦場の実態が初めて暴露され、以降シェルスキャンダル (Shell Scandal) と呼ばれる暴露と、陸軍省に対する非難キャンペーンがメディアで巻き起こった。暴露は「民衆の不安と驚愕とを極度に呼び起こした」<sup>(34)</sup>、といわれるように、朝野を問わず陸軍省に対する信頼は動揺し、軍需調達を担う新省設立が一気に推進されていく。

法案提出の事前協議で陸軍省は、軍工廠や兵器局等の権限を引き続き保持すると主張している。陸軍省側は軍需省を供給に特化した自身の出先機関と見なし、強力ではあるが無意志の便利なロボットにしようとしていた。<sup>(35)</sup> しかしスキャンダルが引き起こした軍部への信頼の喪失は大きく、議会はロイドへの支持を明確にし、軍部のやり方を批判した。政府、特に軍を信頼し、邪魔をすまいと沈黙を守ってきた議員たちも、もつと政府(軍)の行動を監視すべきだったとして沈黙を破り、軍需省によって軍のやり方を大きく改める必要性があると指摘した。<sup>(37)</sup> 加えてこのような大規模な軍需供給はビジネスマンの仕事だとする認識も明確に提示されている。<sup>(38)</sup> 結果的に軍需省は軍の権限と部局を切り離し、大量の実業家が参加する形で成立した。

それは「議会という高等法院が陸軍省の失敗に対して下した国民的評決を立法的に表現した物」<sup>(39)</sup> だった。軍需省が設置され契約の締結、企業生産物の接收、工場運営の統制など、それまで国土防衛法 (Defence of the Realm Act) の中で陸海軍が決定する事項について、軍需大臣が共同 (concurrent) で決定するとされた。それらを行う部局が軍需省に移されることにもなったため実質的に軍需省が行使するものとなった。

このように設置された軍需省の組織構成は総動員体制を軍人では運営できない事実を示している。軍需省の管理職

表一 軍需省主要職員出身一覧

軍人			役人			議員	軍技術官	専門家			実業家	不明	計
陸	海	空	BT	BE	他			法曹	学者	他			
48	7	2	4	7	18	16	4	6	10	2	73	11	
57			29			16	4	18			73	11	218

※ BT：商務局 BE：教育局

HMSO, *The Official History of The Ministry of Munitions Vol. II/1: General Organization for Munitions Supply* (The Naval & Military Press Ltd, 2008), pp. 260-275 に掲載の主要職員一覧より作成。軍位を有する者は直近の所属がどこであれ軍人に分類した。

級二一八名を分類したものが表一<sup>(40)</sup>である。

出身分類で最も多いのは実業家の七三人である。全体の三割を彼らが占めている。またポストも局長級などを占め指導的な地位だった。これは議会審議で指摘されていたように、大量生産に伴うシステム作りや効率的な運営を行う上で実業家を起用する必要性が反映された結果だった。軍人だけでは戦争遂行は不可能という避けがたい現実が軍需省の構成には反映されており、同時に総動員体制における軍人の地位低下が総動員行政に顕著に表れているのである。一九世紀中頃に行われた行政改革以降メリットシステムへの転換を試みてきた英国においてこの状態は「行政革命」(civil service revolution)<sup>(41)</sup>とも言うべきものだった。

ここまで、英の軍需供給の権限を巡る軍と文民の対立を見てきた。軍は軍需の調達という自己の職域の防衛に固執したが、調達の失敗に伴い朝野を挙げての軍部批判が起きると文民の関与は本格化した。ここから示唆されることは第一に総動員体制を機能させようとするならば、軍部の地位低下と文民の関与は必然的であったことである。しかし第二に、もともと軍の管轄であった動員行政の実権が文民に移るためには、軍が効果的な経済動員に失敗し、総動員体制を主導する正当性を失うことで、政軍間のバランスが文民側に大きく傾く必要もあった。

### 三 総動員機関における英国からの影響と日本的展開

本章ではまず、当時の日本が置かれた情報収集の環境を検討し、それが英米仏露に偏ったものであったことを確認する。その上で、日本における総動員立法や動員機関が英国から影響を受けていた、その実態に考察を加えていきたい。それは陸軍省内に動員機関を置くドイツ型ではなく、独立した機関を設けた英国型を日本が採用したことに示され、ひいては文民の介入を制度的に保障することに繋がっていくのである。

#### (一) 日本の情報収集対象国

まず、第一次大戦以前における軍の軍需調達について概観しておく。戦時に急増する軍需を充足するための徴発を可能としていたのは一八八二年に制定された徴発令<sup>(43)</sup>である。同法により食料、兵器、弾薬、造船工作所、工作に要する材料器具、人夫、職工などを行軍先で徴発することが可能であった。また、そこには徴発した物に対する賠償や、徴発を拒んだ者への罰則も規定されていた。しかし同法はすでに存在するものを徴発するという発想に基づいており、各種資本の全国的統制を通じた生産の管理・転換によって軍需生産の拡充を行うという発想はない。同法は一九四五年の終戦に至るまで存在し、効力を発揮し続けていたものの、第一次大戦の発生は、それとは別に日本に軍需調達・生産の体制の見直しを強いることになった。

以下、当時の日本を取り巻く陸軍が海外で行った情報収集の実態を検討し、それ以後に展開される法制の前提状況を明確にしておきたい。陸軍では一九一五年一二月、陸軍省に設置された臨時軍事調査委員<sup>(44)</sup>が中心となり大戦の実態調査を行ったことはよく知られている。しかし、いつ誰がどこで、何を調べたのかという点はこれまで明示されてこ

なかった。

まず注意すべきは、「ドイツは敵国」という事実である。日独開戦以降、日本人は独奥国内から退去を迫られ、独奥については中立国で入手する新聞や捕虜から得た情報に限られた。仮に日本の陸軍に親独傾向があったとしても、この事実はこの時期の政策形成に多大な影響を及ぼしている。

その中立国での情報収集も様々な困難が伴うものであった。一例として、佐藤安之助歩兵大佐<sup>(45)</sup>は新聞の通信員に偽装して瑞西に派遣されたが、ちょうどその任期中に英タイムズ紙の記者がスパイ容疑で当局に拘束される事件が発生し、彼自身も危険なため瑞西から退避すべきではないかと政府内で検討された結果、「状況危険の懸念あらば強いて止まることなく速やかに仏蘭西が伊太利かに避けよ」との通牒が出されている<sup>(46)</sup>。このように中立国での情報収集は非常に不自由であり、そこで得られる敵国の情報は堂々と武官を派遣できる同盟国の情報に比べて圧倒的に質量ともに劣ることになる。

末表<sup>(47)</sup>は大戦を受けて陸軍が海外へ派遣した軍人の一覧である。まず表の内容から、陸軍が行った欧州派遣の特徴を概観しておこう。この表は派遣された将校をすべて含んでいるわけではないが、母集団がこれより著しく大きいとも考えにくく、全体傾向を把握する上で掲載されている二二四名は十分な規模であるといえよう。まず、兵科で見ると歩兵が八八名と最大多数となっているが、陸軍内の兵科比率を考えると、むしろ砲兵の五八名にこそ注目すべきだろう。ここに工兵三四名、技師および技手一二名を加えれば歩兵の数を上回る。軍が大戦で出現した新兵器や新技術に高い興味を示していたことの反映だろう。また、少ないながらも輜重兵が八名ほど派遣されており、その目的を見ると軍用自動車に関する事項の調査を行っていることが分かる。他兵科の被派遣者が様々な目的を課されているのに対して、輜重兵の派遣目的は非常に明確であったといえる。階級では、中佐、少佐、大尉がそれぞれ五〇数名派遣されており、ここに大佐二〇名と中尉一四名が続く。実務の中核を担う働き盛りの人員が主に派遣されていることが分かる。

また末表から、派遣先として最も多い国は英仏露、次いで米であることが見て取れる。一方で、主に中立国瑞西で独塊についての情報収集が行われているものの、それは終戦後の時期が殆どであり、戦中は佐藤安之助のほかごく少数にとどまることが見て取れる。中立国での情報収集の困難性はすでに指摘した通りである。

終戦を契機にドイツへの派遣は増えるが、一九一九年の段階では近隣の国に一度とどまり時期を見てから入独するようにとの文言が訓令に付されている。<sup>(48)</sup>ここで、戦後のドイツは英米仏から強烈な憎悪を受けていたことを想起する必要がある。例えば、一九一九年にパリ講和会議に全権随員として参加した奈良武次少将は「大戦間連合国人の独人に対する憎悪甚だしく、独人を呼ぶにボッシ(畜生)と称し、独の品物は売買を禁じられ、独語は公事は勿論、私事に於ても使用できず、故に余も独国に留学せることを秘し、仏国崇拜者たることを装いたり」<sup>(50)</sup>と当時のドイツに対する雰囲気登録している。このためドイツに調査の人員を派遣する際に「厳に政治商業等に関係ある事項に接触するを避け以て列国の疑惑を招かざることに注意」<sup>(51)</sup>しなければならぬ状況だったのである。ドイツへの派遣が未だ諸国との関係において繊細な問題であったことがうかがわれる。これは終戦を迎えたとはいえ旧敵国に大挙して押しかけ、調査を行うことが困難だったことを示しているといえよう。

一方で末表からも分かるように、総動員に必要な権限を規定する軍需工業動員法の起案や、その後の軍需工業政策を主務課として主導する兵器局の吉田豊彦大佐と鈴木吉一少佐がそれぞれ、米国もしくは英国へ行っていることは注目に値する。吉田と鈴木は軍需工業動員法作成の中心人物である。つまりこれらの事実は同法の制定から国勢院へと至る時期においては米英仏など同盟国を中心に情報収集が行われたことを示しているのである。ちなみに永田鉄山が一九二〇年六月から独塊の国家総動員に関する事項研究のためドイツに派遣されている。<sup>(52)</sup>これは永田がドイツの総動員員に関して知見を深めたのは、一九一八年の軍需工業動員法から一九二〇年の国勢院設置まで種々の施策が一通り終わってからのことの意味する。<sup>(53)</sup>

臨時軍事調査委員の成果物である『月報』や『年報』、『欧州交戦諸国の陸軍について』（一九一七年一月初版発行）、その他諸報告書等には米英仏を中心とした調査の影響が表れている。英国については動員事情が具体的な失敗点、成功点を含む形で調べられている一方で、独については政府発表をそのまま真に受けているかのような表層的な記述が散見されるのである。例えば『全国動員計画必要の議』<sup>(54)</sup>では英国の工業動員について「陸軍省内に軍需品補給に関する省内委員会を、内閣には省外委員会を設け事に当たらしめたりと雖も効果十分ならず、遂に一九一五年五月開戦後一〇ヶ月にして軍需品省を創設し次いで軍需品法を發布せり」<sup>(55)</sup>とし、その結果「軍需品工業に対する努力に依り砲弾の如き其補給力開戦後一年間に比し十数倍に上る」に至ったと報告している。ここからは第二章で描写した英国における一連の流れを、英陸軍がどのような批難にさらされたかを含め、日本の陸軍がおおむね把握していたと推測できる。米仏についても動員を実施している機関の状況が紹介されている。これに対してドイツについては構想段階にすぎない経済参謀本部案について紹介しているにとどまる。これは陸軍省戦時原料局を中心にしたドイツの工業動員の実態を軍が把握していないことの反映だろう。

このように実態を掴むのが困難だったにしろ、ドイツが他国に先んじて「経済の組織化」に取り組んだことは事実である。<sup>(56)</sup>開戦直後に電気会社AEG社長ラーテナウ<sup>(57)</sup>が陸軍省に資源統制の必要性を訴え、即座に彼を長とした戦時原料局が陸軍省内に設置された。同局は、貿易が途絶し、将来欠乏が予測される資源の統制を開始したのである。<sup>(58)</sup>この状況を横目に陸軍が自国を顧みたとき、「原料に於て著しき欠乏」を感じ、<sup>(59)</sup>日本と同じく資源を持たないドイツが行った資源の組織的使用に関心が高まったのである。<sup>(60)</sup>このような自己認識を持つ日本は、資源の調達に苦しみながらも奮闘を続けるドイツに対して「四面楚歌声裡長年月間克く持久して而かも寸壤尺度を敵手に委せざる愛国的努力」と、同情を寄せていたのである。<sup>(61)</sup>諸報告書に時折現れるドイツ賛美的トーンはこうした状況の反映だろう。

このような臆目混じりのドイツ賛美は多分に推測を含んでおり、内実を正確に把握してのことではなかった。<sup>(62)</sup>ま

同時期の英米においても経済統制のための立法を行う際にドイツを引き合いにしており、自由主義経済を組織化された統制経済に転換しようとするときドイツに言及するのは一般的なことであった。つまり日本が具体的に総動員政策を進める際、ドイツに特別傾斜していたわけではないことは確認しておく必要がある。したがって対象とする時期や総動員の分野を明確にして各国からの影響を検討すべきである。この時期の情報収集の困難性もあり、組織化された経済を要となつて運営する行政組織についてはあまり注意が払われていないのである。<sup>(64)</sup>

## (二) 軍需工業動員法と軍需局

以上のように、大戦の実態や総動員についての情報源は英米仏露が主となつており、総動員関係の立法もこの状況を反映したものになつていった。兵器局銃砲課鈴木吉一少佐は軍需工業動員法が提出される第四〇議会直前の一九一七年一月に、男爵協同会で「工業動員」という講演を行つており、その内容から、法案提出の中心人物であつた彼の関心がどこにあつたかをうかがうことができる。この講演は全四三頁に渡る講述記録として文章化されておられ、この中で鈴木は一七頁を「第三 英国工業動員」にあて、英国の事例を詳細に検討している。その一方で、独逸については「第四 其他列国工業動員の概要」の中で二頁を割いているにすぎない。しかもその中で、英軍需大臣の工業動員能力を「独国の砲兵をして英国の其れに遜色あらしめ」、<sup>(65)</sup> ソンム戦において英軍が弾薬量で優位に立つた結果、ドイツ国内でも「大いに学ぶ所なかるべからず」と、英軍需省を評価する声が高まっていることを強調している点は注目に値する。鈴木は独逸型に対する英国型の優位性を強調していたといえよう。<sup>(67)</sup> 鈴木は議会でもほぼ同内容の説明を行つている。<sup>(68)</sup> 第二章で見たように、英国型では陸海軍から文民への権限の移動が発生する。軍需工業動員法から軍需局、国勢院へと至る時期、総動員機関における政軍関係はこの英国ラインに沿つたものになつていくのである。

以下、一九一七年末から一九一八年初春にかけて日本の総動員立法が具体化していく経過を検討していく。<sup>(69)</sup> 陸軍が

作成した最初の試案が、一九一七年一月二日に参謀本部から提出された軍需品管理法<sup>(76)</sup>である。同法は産業などに対する広範な動員権限を規定し、さらに超過収益に対する課税も内包している点から英国の軍需省法 (Ministry of Munitions Act)、軍需品法 (Munitions of War Act)、国土防衛法 (Defence of the Realm Act) からの強い影響を看取できる。しかし、一切の権限が陸海軍に留保され、陸海軍間の統一も意識されていない点が英米との大きな相違点となっている。参謀本部案は軍部本位の案となっていると見ることができよう。<sup>(77)</sup>

しかし、この後、成案として鈴木らが中心となって二月に作成した陸軍省の軍需品法案<sup>(78)</sup> (軍需工業動員法の直接の原案) は、内容が精緻になると同時に、参謀本部案では「陸海軍」にそれぞれ留保されていた権限が、「政府」に渡されることになった。これまでは陸海軍の管轄だった動員の業務にほかが関わるようになったのである。イギリス陸軍と異なり、これを軍の方から提案したことは、注目すべきであろう。軍だけでは行い得ない総動員の性格を陸軍が良く理解した上での対応といえるし、この総動員体制において軍以外の勢力が軍需動員に容喙することを容認せざるを得なかったことを象徴的に示していた。

二月前半にこの軍需品法案は軍需工業動員法案と名を変え、一五日に法制局を経て、二月一八日に成案となり、二〇日にはこれを閣議請議案として陸海軍大臣の連署で各省に対し照会した。こうして軍需工業動員法案は、会期まで残り三週間余りの三月四日、衆議院に提出された。同法案の議会修正の詳細は先行研究<sup>(79)</sup>でおおむね明らかにされ、主に徴発令や船舶管理令との兼ね合いや、機密保持・損害補償など実業家側の保護を強める観点から修正が行われたことが知られている。いわば技術的、専門的な議論が主になっており、政治的な問題へと発展した後年の国家総動員法とは雰囲気はかなり異なる。さらに、同法の立案には主務課員や臨時軍事調査委員が主に関わる一方で、政治家、大臣、次官など局長級以上の関与がうかがえない。<sup>(80)</sup>これは自らの権限を手放すような施策をあえて軍から発案している理由の一端と考えることができよう。つまり軍内でも理解の深い一部の総力戦専門家が進歩的な案を起草し、広範な



注目を集めないまま、あるいは注目しても知識がないので深い意味が理解できないままに、この時期の総動員政策が企図されたと推測できる。

衆議院では特に実業家の保護という観点から質疑があったことを受けて、同院において軍需評議会の設置が希望条件として決議された。これは官僚、政治家だけでなく、財界から人を集め、補償金や奨励金の額について審議するものとし、さらに戦時においては調達価格などの決定をも行う可能性を含む組織であった。<sup>(76)</sup>つまり、形式的な諮問委員の立場にとどまらず、実質的な動員行政に民間人が関わる可能性が生まれてきたのである。

総動員が民間企業の活用を必要としている点について、例えば吉植庄一郎からは、文武で権限争いをして「サーベルが文官を押し下したり」すれば統一機関の能率を阻害し、それでは「工場の能率を増す事はできない」とし、「『ミリタリズム』の本来本元」<sup>(78)</sup>ドイツでさえ動員業務を民間人が指導したことを引き合いに、総動員が軍人だけでは行い得ないことを指摘している。このように総力戦においては軍人にはない技術が必要とされていることが認識され、軍人の地位が相対的に低下していることを議会審議からも確認できる。

さらに貴族院<sup>(79)</sup>では、平時も各省に属しない「特別の機関」の設置を求める希望決議を行った。これは大島健一陸軍大臣が平時の施策については検討中であり、儉約の観点から各省の連絡統一を図る方法があれば、必ずしも中央に局を設けないと述べたこと<sup>(80)</sup>を受けてのものであった。村上敬次郎男爵<sup>(81)</sup>は、工業動員は「関連するところ頗る広大」であり、ある一省にこれを隷属させれば十分な結果を得られないことは「欧州の事例に鑑みて明らか」であり「組織も陸海軍軍人と、関係各省文官との間に十分なる均衡を保つ」<sup>(82)</sup>必要があるとして、独立機関の設置希望決議を求めたのである。結果として内閣に軍需局が設けられたことよって平時における文民側の関与が保証されたといえる。

こうして既存法令との関係が整理されるとともに両院で付帯決議がつき、軍需工業動員法は立法技術上、より洗練されて成立した。同法はまず軍需品の定義を行う。兵器弾薬、軍用器具、船舶鉄道等輸送設備、燃料、被服、糧秣、

衛生材料、通信用物件、これらの生産修理に要する材料および器具などが、ある程度列举されている。この他に必要なのは「勅令を以て指定する」ことができた。また軍需生産のための経済的計画的使用に伴う経済的自由権の制限として、工場や設備、土地建物の管理・使用・収用、そこで働く従業員の供用や燃料の使用・移転等が規定される。加えて、報告義務、調査権限が与えられており、特許など企業の機密にまで踏み込んだ詳細な調査が想定されている。これらはすべて英の国土防衛法、軍需省法、軍需品法、米の国防法に類似した形で規定されていた。

ちなみにドイツの代表的な授權法として「戦時に際し経済的手段に関する連邦参議院に対する授權並手形及小切手の期了延期に関する法律」<sup>(83)</sup>が存在していたが、この中でも動員と関係するのは第三条の「戦時に際し経済上の損害を救済するが為必要と認める法律的手段を定める権限を連邦参議院に委任す」だけであり各種命令によってこれを補っていた。英国も細目については行政命令で随時補足していたとはいえ、上述の通り大枠を示す根拠法の内容はドイツに比べて整理充実したものであり、日本との直接的な類似性を看取できる。したがってドイツの授權法を引き合いにドイツファシズムと日本の総動員体制との親近性を連想させる立場は適切とはいえないだろう。総動員のための行政府への無制限な授權は民主主義国である英国も行っており、総動員体制と「ファシズム」とを安易に結びつける考察は適切ではなく、注意が必要である。

以上のように、各省に属しない特別の機関として軍需局は、五月三一日に官制によって設置され、庶務課、各種調査や工業動員の計画統一に関する事項を扱う第一課、法令の立案と補償・奨励金に関する事項を扱う第二課から構成された。その人的構成を見ると、軍人に加えて官僚、特に農商務省の官僚を多く含むことが分かる(表二)。これは工業の育成が意識された結果である。また、軍需評議会は四七人の内一七人を実業家が占めている(表三)。前述のように奨励金の算定に加えて、有事の際は価格決定など動員実務をも担当する可能性があり、英軍需省のような役割を果たす可能性があった。この時点の軍需局は調査を主体に行う平時機関であるものの<sup>(85)</sup>、これらの人的構成を見ると

表二 軍需局全職員出身一覧

	軍需局						
	政治家	軍人		役人		実業家	学者
		陸軍	海軍	農商	その他		
事務官・書記官・技師	0	4	4	9(5)	8	0	0
参与	0	2	2	2	5	0	0
計	0	6	6	11	13	0	0

・農商務省以外の役人は内務：鉄道院：通信：拓務がほぼ同比率。

・( )内は技師の内数。

防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書陸軍軍需動員(1)計画編』(朝雲新聞社、1967年)、68-69頁より作成。

表三 軍需評議会議員出身一覧

軍需評議会					
政治家	軍人		役人	実業家	学者
	陸軍	海軍			
9	5	2	8	17	6

・貴族院で政治家扱いしたのは青木信光のみで、他は各人の元職により分類した。

・政治家に含まれた衆議院議員は実業家に分類してもよい者が殆どである。

〔国立公文書館デジタルアーカイブス、Ref. 単 02318100、〔軍需局引継書類 (六ノ一) 大正七年六月 辞令簿〕、国立公文書館〕より作成。

き、日本においても総動員を契機に軍需調達分野に他勢力が介入する端緒が開けたといえよう。また英国の事例で見られたように軍需生産に関係する情報を軍部に独占させないことは、それだけで文民の関与を助けることに繋がったのである。

このように、文民を受け入れる形で動員機関は設置されたが、他省庁に対する軍需局の優越性が不明確な点は英米の動員機関との重要な違いとなっている。英国では、動員機関が軍需に関わる一切について最終的な判断を下し、必要な場合は他省庁から権限や組織を分離することも可能とされていた<sup>(86)</sup>。これらは実際に行使されないまでも他省を従属させる効果を有していた。経済動員はその内容の広範さからいろいろな省の業務内容に踏み込むことになるため、動員機関が指揮命令権を欠いては効率的な動員運営が行い得ないのである。これら

の強い権限は英国においても実際に動員運営の困難さに直面してから導入されたものであり、軍需局において他省との関係が不明確なことは日本の場合、全面的な動員を経験していないことに一つの理由があるといえよう。しかし、これも国勢院の時期に入っていくと改善の方向に向かうのである。

陸軍が行った情報収集は英米仏露に偏っており、軍需生産のための経済動員について陸軍は特に英国の経済動員体制に影響を受けながら、総動員の技術的要請を理解し、積極的に文民達の関与を受け入れ、文民側に譲歩した案すら提出したことを明らかにした。議会は、この案をさらに文民の関与の徹底した修正を行ったのである。

#### 四 おわりに

本稿ではまず、英国における総動員機関の設置過程を追いながら、総動員実施機関が本来軍の管轄である軍需の生産・調達を文民が浸食する形で成立したことを確認した。ここから、第一に総動員体制における軍部の地位低下は必然であったこと、しかし第二に、文民が主導権を握るためには、政府内だけでなく国民的な軍への不信任が必要だったことが確認された。また実業家が動員行政に組織的に参加することで積極的な合意形成が促され、その結果、強権的かつ効率的な経済統制が実現された点は注目される。

次に日本において、軍需工業動員法と軍需局が設けられるまでを対象とし、陸軍が、とりわけ英国からの影響を受けていたこと、さらにその結果、自ら総動員機関での軍需調達業務を他省や財界に開く姿勢を示していたことを明らかにした。これは英国の軍部が当初示した姿勢と比べると、より先進的特徴を有していたといってもよいだろう。帝国内陸軍は総動員への対応に迫られる中で、自己の限界を認識し、文民に対して譲歩していったのである。また議会は衆貴両院において文民の関与をさらに徹底しようとする姿勢が見られた。

これらの過程で示された軍の姿勢は、この後の国勢院設置と業務展開においても継続する。特に国勢院の形態は米国の総動員機関に類似している点が多いように思われる。終戦による世情の変化を受けて原内閣下では総動員機関における文民優位体制が進展していくのであるが、その点については別稿において改めて論じることとしたい。これらの考察を通じ、総動員機関設置時の意義を正確に捉えることで、戦間期の総動員政策を見直す必要も出てこよう。また国際的な水準の中で、総動員対応における日本の政軍関係を再検討することは、比較政治史上も有意義であらう。

未表 陸軍将校海外派遣一覧

陸軍調	兵科	階級	人名	派遣先	調査内容	時期など(「出発」と懸記のない日付は発令日等)
	砲兵	中尉	筑紫徳七	主として米(英仏伊露)	工業動員全般	1918年2月19日横浜出航、3月18日ワシントン、東部中部東北諸旅行、3月24日ニューヨーク
	砲兵	大佐	吉田豊彦	主として米(英仏伊露)	同上	同上
	工兵	大尉	内田三郎	主として米(英仏伊露)	同上	同上
	歩兵	中佐	安田彌輔	仏、英、伊	将校の補充および教育法	1920年9月7日発令 1921年5月18日報告書提出
	○ 輜重兵	中佐	山川良三	主として英(仏伊露西米)	自動車に関する諸制度	—
	○ 工兵	少佐	竹島藤次郎	仏	無線電信の応用	—
	輜重兵	中尉	永田直武	主として英(仏伊)	自動車に関する諸制度	1921年9月26日報告書提出
	技師	技師	上村重平	仏(独英へも追加で旅行)	無線電信の応用(独英では自動車)	—
	○ 歩兵	中佐	小杉武司	主として仏(英伊露西白米)	動員編成、制度	1921年2月16日報告書提出
	○ 砲兵	少佐	大町岩雄	主として仏(英伊露西白米)	無線電信の応用	スケジュールは同上と思われる
	○ 歩兵	中佐	西田恒夫	特に仏(伊英)	職務の趨勢(仏英伊独奥)	1920年12月8日出発 1921年10月報告書提出
	○ 主計	三等	芳賀真五	仏、英	諸給与、経理、福利、教育制度	出発同上 1921年8月帰国 10月報告書提出
	砲兵	少佐	木村材	仏、白	独奥両国の航空行政	出発同上
	工兵	大尉	中田武美	仏、白	仏、白、独の築城	出発同上
		理事	湯原綱	仏、伊、英	飛行機隊の編成、用法	出発同上
	砲兵	大尉	片倉深	英、仏(主として英に滞在)	英仏独伊諸国の陸軍裁制制度	1920年9月発 1921年8月報告書提出
	主計	一等	中江二郎	仏領オランダ、タイ	飛行の空中射撃教育法と設備	—
	歩兵	中佐	藤田瀧輔	主として英	熱帯地に於ける糧秣等	1921年2月発 1922年3月29日報告書
	歩兵	中佐	馬淵直逸	主として英	軍隊教育の状況	—
	歩兵	中佐	坂本政右衛門	主として英	大兵団の運用、軍用技術と設備 編成装備、特に特殊兵器	—

第一次世界大戦期における総動員機関設置過程にみる政軍関係

歩兵	中佐	堀吉彦	主として仏	兵役に関する事項	1921年2月報告
主計	二等	吉橋六一郎	主として英	戦時陸軍結理	—
砲兵	少佐	和田忠	主として英	火薬製造の設備、方式	—
歩兵	少佐	中村忠誠	主として仏	陸軍の人事行政	—
歩兵	少将	菅野尚一	米	工業動員全般	—
砲兵	中佐	菅本菊太郎	米	工業動員について	1917年7月28日機密出版、11月26日編纂
歩兵	少佐	友森繁太郎	英(露仏伊)	軍制および戦術に関し調査のため	1916年10月1日提出
軍医	二等	井上国治	露 英 仏 伊	軍隊衛生に関し	1916年8月16日
獣医	二等	佐々木富彌	英 仏 露 伊	—	1917年5月2日
砲兵	中佐	金子直	英 仏 露 伊	戦術等に砲兵の使用法、後方勤務における軍用自動車の使用法	1917年5月2日
騎兵	中佐	栗原幸衛	主として仏	軍備品調達と物資運用の関係、各国軍の戦時暮半教育ならびに軍馬の補充	1917年9月12日
輜重兵	中佐	服部英男	主として仏	戦役に関わる行政諸機関の組織および業務、英軍砲兵総監と作戦軍砲兵站統制機関との関係、書記官の編成および補給など	1917年9月12日
砲兵	中佐	吉井幸太	主として仏	砲兵および特殊新兵器に関する制度用法	1918年6月3日発令 1919年4月15日報告書提出
砲兵	中佐	上村兵助	瑞西で準備を整え独へ	独国防軍の視覚および戦後の軍事施設等	1919年2月5日
主計	二等	佐野金輔	仏で準備を整え独逸へ	医薬代用製剤材料および野戦用給養器具類の制式・製法	1919年6月25日
歩兵	少佐	永田銀山	独	独逸の国家総動員に関する事項	1920年6月18日
歩兵	少佐	岡村等次	欧州	(イ) 陸軍としての軍伝事業 (ロ) 軍備制限に対する世論 (ハ) 軍事調査機関の概況 (ニ) 各国のシナに対する政策	1921年5月16日
工兵	大佐	富家政市	米	西海岸の軍事一般の状況	1921年11月9日
歩兵	中佐	山本芳輔	米	アメリカの軍事一般の状況	同上
砲兵	少佐	春藤長英	米	軍用大および軍馬資料の代用品	同上
獣医	一等	田崎武八郎	欧米	米工業実況視察のため	1915年6月17日 第六回報告1920年4月提出
砲兵	少佐	近藤兵三郎	米	同上	同上
砲兵	大尉	三木剛治	米	同上	同上
技師	陸軍	後藤尚	米	同上	同上
歩兵	大佐	佐藤安之助	瑞西	軍事諸般の調査研究のため	1915年9月18日
工兵	大佐	星野在三郎	仏 伊	軍事視察の目的を持って	1915年8月2日 旅程つき
歩兵	中佐	上原平太郎	仏 伊	同上	同上
軍医	二等	徳岡ひろ敬	仏 伊	同上	同上
歩兵	中佐	木庄繁	仏 伊	同上	同上
歩兵	少佐	加納重之	仏 伊	同上	同上
歩兵	少佐	淺田良逸	仏 伊	同上	同上
砲兵	大佐	石坂善次郎	露	軍事研究の目的	1915年5月3日
工兵	中佐	静間知次	露	同上	同上

	歩兵	少佐	荒木真夫	露	英 仏 米 伊	同上	航空機研究の目的	同上
	砲兵	中佐	緒方勝一	仏	英 仏 米	同上	同上	同上
	砲兵	中佐	子爵 朽木彌真	仏	英 仏 米	同上	同上	同上
	歩兵	中佐	樋口英太郎	仏	英 仏 米	同上	同上	同上
	砲兵	少佐	大橋順四郎	仏	英 仏 米	同上	同上	同上
	歩兵	少佐	鳥谷章	米	英 仏 米 伊	同上	桑港の万国博覧会における 各国出品兵器器具材料視察	1915年 1月26日
	工兵	大佐	有川鷹一	英 仏 米 伊	同上	同上	航空機研究の目的	1918年 8月12日
	工兵	大尉	築山一郎	英 仏 米	同上	同上	同上	同上
	歩兵	中尉	伊庭三郎	英 仏 米	同上	同上	同上	同上
	歩兵	中尉	安辺浩	英 仏 米	同上	同上	同上	同上
	騎兵	中佐	柳川平助	英 仏 米	同上	戦後の軍政に関し調査	同上	同上
	歩兵	大尉	矢野磯	露西	—	—	—	1920年 9月21日 出発
	砲兵	大尉	渡辺右文	露西	—	—	—	1920年 10月出発
	歩兵	大尉	常岡寛治	英	—	—	—	1920年 10月出発
○	歩兵	大尉	大井浩	露西	—	—	—	同上
	歩兵	大尉	松本健児	米	—	—	—	1920年 9月出発
	歩兵	大尉	中山保三郎	米	—	—	—	同上
	工兵	大佐	堀田正一	復員及戦後整理状態調査	同上	同上	同上	1919年 2月12日
	砲兵	中佐	上村良助	露西	同上	同上	同上	同上
	砲兵	中佐	勝野正彦	露西	同上	同上	同上	同上
	工兵	少佐	高橋真人	露西	同上	同上	同上	同上
	歩兵	少佐	梅津美治郎	露西	同上	同上	同上	同上
	砲兵	大佐	佐藤清勝	仏 伊	同上	同上	同上	同上
	砲兵	大佐	岡本運一郎	米	同上	同上	同上	同上
	歩兵	中佐	近藤兵三郎	米	同上	同上	同上	同上
	工兵	中尉	牧野演	仏 英 伊	同上	航空に関する無線電信調査	同上	1920年 3月16日
	砲兵	大佐	北川正太郎	仏に至り時期を見て独喫へ	同上	対独対奥泰約航空条項の実施に伴い、独奥より 交付を受くべき航空機およびその原品受領のため	同上	1920年 10月12日 出航
	工兵	少佐	林正木	同上	同上	同上	同上	同上
	技師	陸軍	岩本潤平	同上	同上	同上	同上	同上
	歩兵	大尉	小沢武夫	同上	同上	同上	同上	同上
○	歩兵	中尉	福田雅太郎	露 仏 英	同上	戦時状態を調査し、他日講和会議開催の準備的 考察をなす	同上	同上
	騎兵	中佐	植田謙吉	同上	—	—	—	1916年 6月28日出発。 [英国及び英軍視察所感]あり。
○	工兵	少佐	梅戸幹	英 仏 露 伊	同上	軍事研究の目的	同上	1916年 11月25日
	歩兵	大尉	金子因之	英 仏 露 伊	同上	同上	同上	同上
	砲兵	大佐	能村繁夫	米	同上	工場視察の目的	同上	1918年 2月 4日
○	歩兵	少佐	安藤龍三郎	米	同上	同上	同上	同上

第一次世界大戦期における総動員機関設置過程にみる政軍関係

砲兵	少佐	福井四郎	米	同上	同上	同上
工兵	大尉	鈴木石段	米	同上	同上	同上
○						
技師	陸軍	茂木幹	米	同上	飛行術の研究の目的	同上
歩兵	中尉	能見善幸	仏 英 伊	同上	同上	1919年12月19日
工兵	中尉	菱田中雄	仏 英 伊	同上	軍事諸制度視察の目的	同上
歩兵	中佐	藤田鴻輔	英 仏 伊 白 瑞西 エランダ	同上	同上	1920年1月31日
歩兵	中佐	馬淵直逸	同上	同上	同上	同上
歩兵	中佐	坂本政右衛門	同上	同上	同上	同上
歩兵	中佐	堀吉彦	同上	同上	同上	同上
主計	二等	吉藤六一郎	同上	同上	同上	同上
砲兵	少佐	和田忠	同上	同上	同上	同上
歩兵	少佐	中村英機	同上	同上	軍事研究のため	同上
歩兵	大尉	東条英機	同上	同上	軍事研究のため	1919年8月6日
歩兵	大尉	高橋勲二	瑞西	同上	同上	同上
○						
砲兵	大尉	谷口元治郎	仏	同上	同上	同上
砲兵	大尉	石井善七	仏	同上	同上	同上
○						
砲兵	大尉	太田勝海	仏	同上	同上	同上
歩兵	少佐	田中稔	英 仏	同上	軍事諸制度視察	1919年9月16日
輜重兵	中佐	天谷知彰	英 仏 伊	同上	軍事視察の目的	1916年1月31日
砲兵	大尉	武司於菟二	英 仏 露	同上	軍用自動車の研究調査	1920年8月28日
砲兵	大佐	長野雅四郎	英 仏 露	同上	火砲、弾丸、自動車製造	同上
歩兵	中佐	南部健治郎	英 仏 露	同上	同上	同上
歩兵	大尉	中村孝太郎	瑞西 仏	同上	軍事諸制度視察	1919年9月16日
工兵	大佐	佐竹保治郎	同上	同上	同上	同上
歩兵	大佐	竹上弥三郎	英 仏 露	同上	艦況視察	1916年5月11日
工兵	中佐	大江彌吾	英 仏 露	同上	同上	同上
○						
歩兵	大尉	飯宮忠治	英 仏	同上	航空に関する教育および精度等研究調査	1921年1月25日
輜重兵	中佐	大村芥	英 仏	同上	測量および要因調査のため	1918年12月2日 1919年7月報告書提出
砲兵	少佐	藤原興次	米 英 仏 伊	同上	同上	同上
砲兵	少佐	三木善太郎	米 英 仏	同上	同上	同上
歩兵	少佐	山中三郎	米 英 仏 伊	同上	同上	同上
軍医	一等	名和攻巳	仏	同上	医学研究のため	同上
輜重兵	中佐	後藤 前田利為	欧州 露 伊	同上	講和事務所弁のため	1920年1月17日
工兵	中尉	川瀬亨	英 仏 露 伊	同上	軍用自動車	1916年6月3日
工兵	中尉	澤田秀	英 仏	同上	飛行機	同上
輜重兵	中尉	武田次郎	英 仏	同上	同上	同上



	技師	千住 大井兼造	英	製銃工に関し	同上
	砲兵	西郷勝藏	仏	軍事諸制度視察研究	1920年7月31日
	歩兵	外山勝造	仏	同上	同上
	歩兵	沖直道	仏	同上	同上
	砲兵	桑本深明	仏	同上	同上
	工兵	菅波敏二	仏	無線電信の応用ならび所用機材に関し	1920年8月28日
	技師	林友輔	仏	同上	同上
	輜重兵	水谷吉蔵	米	軍用自動車に関する調査	1917年9月3日
	砲兵	岩城庄助	米	同上	同上
	技師	工学博士 深尾七郎	仏から独へ	Fタイプの軍事工業調査の目的	1919年8月7日
	技師	恩田定四郎	同上	同上	同上
	技手	渡多江市造	同上	同上	同上
○	歩兵	松田團三 ほか二名	英 仏	軍事視察	1917年6月2日
	砲兵	松浦善助	仏に至り時期を待って入独	軍事工業調査の目的	1919年7月24日
	砲兵	小須田勝藏	米	本邦より米國製造会社に注文する兵器その他物品調査および製造監督等	1920年9月5日
	歩兵	渋谷伊之彦	仏	講和事務所弁のため	1920年1月13日 前田利為に同行
	歩兵	瀧井敏次	仏	同上	同上
	砲兵	岡田実	仏	同上	同上
	工兵	寺元志雄	仏に至り後独奥國へ	対独対奥各約航空条項の取崩に伴い独奥國より交付を受へべき航空機およびその原品受領のため	1920年12月24日
	工兵	大尉 大尉 大尉	仏に至り後独奥國へ	対独対奥各約航空条項の実施に伴い独奥國より交付を受へべき航空機およびその原品受領のため	1920年4月23日
	歩兵	男玉常雄	同上	同上	同上
	主計	瀧口俊二	仏に至り後独奥國へ	同上	同上
	砲兵	山村英太郎	英 仏	英仏両軍の陸軍経理制度視察	1916年7月20日
	砲兵	小原重次	英	英仏製造会社等に注文すべき兵器その他の物品の調査、製造の監督、検査ならび軍事工業に関する調査研究	1920年12月2日出発
	砲兵	大塚 大尉	仏	同上	同上
	工兵	中佐 中佐	英 仏 米	無線電信調査	1917年8月13日
	技師	門岡運雄	英 仏 米	同上	同上
	工兵	中尉 中尉	仏に至り後独奥國へ	航空術研究のため	1919年7月8日
	砲兵	佐川續	米	兵器製造に関する設備などの研究	1918年4月23日
	技師	黒崎延次郎	米	東京砲兵工廠より米國諸会社に注文する飛行機用発動機製造用機械の購入等のため	同上
	軍医	陸軍 陸軍	独	軍事衛生視察のため	1919年12月19日
	砲兵	二等 二等	独	軍事諸制度視察のため	同上
○	歩兵	少佐 少佐	独 独	機関銃に関する英地説明	1917年11月1日

第一次世界大戦期における総動員機関設置過程にみる政軍関係

砲兵	少佐	和田真二郎	チリ	機関銃に関する実地説明	1917年11月1日
技師	陸軍	荒木誠三	英 米	兵器用素材等調査研究の目的	1920年8月17日
騎兵	大尉	建川美次	英 (パカマン、中東、米方面)	戦術、戦術、高等銃師、兵部の編制、勤務用兵器	1916年2月12日出発 前田利為の後任か。
歩兵	大佐	川村尚武	仏	軍事視察のため	1918年8月12日 吉井と一緒 1919年6月提出
○ 騎兵	中佐	小坂平	仏	同上	同上
砲兵	中佐	石川連平	仏	同上	同上
騎兵	中佐	服部真彦	仏 英	同上	同上
歩兵	中佐	行森正一	英国出征軍使軍	同上	同上
砲兵	大尉	中島今朝吾	仏	軍事研究のため	同上
騎兵	大尉	笠井平十郎	仏	同上	同上
歩兵	大尉	柳脚光弘	オランダ	飛行機設計の要領順序 発動機複製製作所および修理工場 設備	1920年11月12日
工兵	大尉	岩崎安美	英	軍事調査の目的	1916年7月22日
歩兵	大佐	岸本禮太郎	仏 英 伊	被服に関し視察	1916年12月15日
主計	一等	河内晩	露	同上	同上
歩兵	大尉	鴨脚光弘	露	軍事視察のため	1918年12月9日
砲兵	少佐	河島良吉	仏	軍事研究のため	1919年6月30日
歩兵	少佐	川瀬二郎	英	同上	同上
歩兵	大尉	佐野光信	英	同上	同上
騎兵	大尉	山本寛	仏	同上	同上
○ 歩兵	中尉	村上啓作	露	同上	同上
工兵	大尉	加藤一勝	仏	購買兵器検査のため	1919年7月16日
砲兵	大尉	岡本義三	仏に至り時期を待つて入駐	ドイツの軍事工業調査のため	1919年8月21日 佐野会輔と一緒
砲兵	中佐	陸路 録	仏に至り時期を待つて入駐	同上	同上
砲兵	中佐	村瀬文雄	仏に至り時期を待つて入駐	同上	同上
○ 工兵	中佐	杉原美代太郎	仏に至り時期を待つて入駐	同上	同上
砲兵	少佐	千原謙治	仏に至り時期を待つて入駐	同上	同上
薬劑官	一等	末岡千尋	露 英 仏 伊	軍事研究の目的	1916年3月4日
歩兵	中佐	岡野一	英	軍隊・官衙および学校など見学	1919年8月30日
砲兵	大佐	奥平俊藏	英	同上	同上
砲兵	中佐	西義一	英	同上	同上
騎兵	中佐	森藤	英	同上	同上
歩兵	少佐	三宅光治	英	同上	同上
工兵	大尉	井上之彦	露 仏 英 伊	航空術研究のため	1919年7月5日 佐川鶴と一緒
歩兵	少佐	小倉可夫	露 仏 英 伊	艦兵および戦闘法その他に関し調査	1916年7月18日 井上らと一緒
歩兵	中佐	本城嘉守	露 仏 英 伊	戦時における歩兵教育法およびその戦闘法	1916年6月彙報 1917年1月25日報告書提出
歩兵	中佐	馬場鎮江	露 伊 仏 英	戦線視察、歩兵特殊兵器 車壕容器材、歩兵戦闘法の研究など	1917年6月至同年11月 1918年1月報告書提出

	歩兵	大佐	高柳保太郎	露		露軍の高等統帥、兵力、軍事諸施設、国民精神の狀態、独逸軍に関する觀察	不明だが友森と一緒だとすると1916年8月18日
	砲兵	中佐	古谷清	露		砲兵の平戦時編制、砲兵の交通網ならざる機動砲の用法	同上
	歩兵	大尉	鈴木直康	露		諸制度の作戦に及ぼす影響、高等統帥	同上
	歩兵	少佐	友森繁治郎	英		英国軍の素戔備兵の特色 諸制度の作戦に及ぼす關係など	既出の友森の出張と同一なら、1916年8月18日
	工兵	中尉	多久知利	英		築城工事に關する事項、野戦における工兵の勤務、工兵器材	同上
	歩兵	中尉	真壁祥松	英、仏		飛行機操縦法、材料製法、工場設備組織	同上
	歩兵	少佐	山本鶴一	英			
	砲兵	少佐	三輪時雄	英			
	歩兵	少佐	谷川清治	英			
	歩兵	少佐	二宮治重	英			
	工兵	大尉	渋谷繁雄	英			
	砲兵	少佐	坂部一守穂	露			
	砲兵	少佐	長野幾磨	露			
	歩兵	中尉	橋本亮之助	露			
	歩兵	大尉	長谷部廣伍	露			
	砲兵	少佐	大平善市	仏			
	工兵	少佐	玉置美之助	仏			
	歩兵	大尉	渋谷伸彦	仏			
	工兵	少佐	四王天延孝	仏		工兵編制用法補充教育法、築城、交通の設備、工兵技術	大橋龍四郎、土屋義幹の後任
	砲兵	少佐	小林順一郎	仏		砲兵編制、用法射撃法、兵器彈藥補充に關する処置など	同上
	歩兵	大尉	侯爵 前田利為	英		高等統帥部の編成および勤務、英国軍の素質および用兵戦術法	1914年8月英国軍、1915年8月従軍觀察、1916年12月2編制
	工兵	中尉	桑原四郎	英		英国軍戦術法の特徴、築城工事に關する事項など	
	歩兵	中佐	生沼 (昭次?)	伊		高等統帥部の編制、軍需品補充調達に關する一般の状況	
	歩兵	大尉	小畑敏四郎	露		諸制度の作戦に及ぼす關係、高等帥兵法	
	歩兵	大尉	武田 (繁三?)	露		同上	
	歩兵	大尉	黒木 (親慶?)	露		同上	
	砲兵	大尉	森田 (寛?)	英		高等帥兵部の編制、英国軍の素質、用兵	
	砲兵	少佐	鈴木吉一	英			1917年9月露朝
	歩兵	少佐	木原清	英		船舶輸送に關する事項	鈴木吉一の後任

\* 陸軍部...臨時軍事調査委員メンバー  
 \* 「阪大日記」【「大日記之編」】「大日記甲編」【「阪大日記」の「大正三年から大正十一年分」(防衛省防衛研究所所蔵)、「帝國陸海軍將校海外派遣雜件 陸軍の部」第二卷、第三卷(外務省外交資料館所蔵)より作成。

- (1) 第一次大戦以前、軍人は一般的に「精神力と物量の力の比は三対一である」というナポレオンの教訓に代表されるような精神優位の考え方を持っていたが、開戦後に「物量が精神を圧倒できることを思い知らされた」のである。リデル・ハート著、上村達雄訳『第一次世界大戦 上』（中央公論新社、二〇〇〇年）、九六頁、一〇九頁。
- (2) 高岡裕之「総力戦体制と「福祉国家」」（岩波書店、二〇一一年）。
- (3) 本間重紀「戦時経済法の研究（一）」（東大社研『社会科学研究』二五巻六号、一九七四年）、四一頁。同様に御厨貴氏も経済官庁としての企画院を前提に「政策統合機関の原初的形態であった」と評価しており、認識の順番が逆になっている。「国策統合機関設置問題の史的展開——企画院創設にいたる政治力学——」（近代日本研究会編『年報近代日本研究』一、山川出版社、一九七九年）、一二五頁。また永井和は、軍人が多数「進出」した機関として内閣の資源局から企画院に至る「国家総動員関係の調査・計画・立案機関」を第一に挙げている。永井和「軍人と官僚」（近代日本研究会編『年報近代日本研究』一〇、山川出版社、一九八八年）、二九二頁。これも総動員機関の存在を前提として、そこに軍人が進出していったとの認識である。しかし後に英国の例で見ると、そもそも軍需調達権限は軍にあり、そこには当然軍人が始めから存在しているのである。
- (4) 山口利昭「国家総動員研究序説」（『国家学会雑誌』九二巻三・四号、一九七九年）、一二〇頁。ただし山口氏は同じ箇所でも論理的には逆もあり得ることを認めている。
- (5) 安部博純「日本ファシズム研究序説」（未來社、一九七三年）。木坂順一郎「軍部とデモクラシー」（『季刊国際政治』三八号、一九六九年四月）。本間重紀・利谷信義「天皇制国家機構・法体制の再編一九一〇～二〇年代における「断面」（原秀三郎編『大系日本国家史』5、東京大学出版会、一九七六年）など。
- (6) 額綱厚「近代日本政軍関係の研究」（岩波書店、二〇〇五年）、「総力戦体制研究」（社会評論社、二〇一〇年）などの一連の研究はその代表的なものだろう。他に原田敬一「近代日本の軍部とブルジョアジー」（『日本史研究』二三五号、一九八二年三月）、芳井研一「日本における総力戦体制の構築」（『日本史研究』一三一号、一九七三年二月）など。
- (7) 額綱氏は同時にこの立場である。
- (8) 黒沢文責「日本陸軍の総力戦構想」（『上智史学』二七巻、一九八二年）、七七頁。黒沢氏の一連の論文は『大戦間期の日本陸軍』（みすず書房、二〇〇〇年）に収められており、大正期陸軍の多様性・柔軟性が活写されている。
- (9) 森靖夫「日本陸軍と日中戦争への道」（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）。また加藤陽子も、陸軍軍人酒井鎬次が第一次大戦

- の研究を元に作成した「戦時国家最高機関」を大本営の上部に設置する案が大本営研究の基本となつたとする。ここで加藤氏が「国務大臣である内閣総理大臣をその機関にふくむ点に、特徴がある」と指摘するように、国務と統帥の統一も大戦の影響を受けている。『新装版 模索する一九三〇年代』（山川出版社、二〇一二年）、二五八頁。
- (10) 前掲「国家総動員研究序説」、一三三頁。
- (11) そのほかに、この時期の総動員体制を扱ったものとして、戸部良一「第一次大戦と日本における総力戦論の受容」（『新防衛論集』第七巻第四号、一九八〇年）、吉田裕「第一次世界大戦と軍部」（『歴史学研究』四六〇号、一九七八年）、由井正臣「総力戦準備と国民統合」（『史観』八六・八七号、一九七三年三月）、加藤俊彦「軍部と統制経済」（『社会科学研究』第二九巻第一号、一九七七年）、同「軍部の経済統制思想」（『東大社研「フアシズム期の国家と社会』第二巻、東京大学出版会、一九七九年）、今井清一「総動員体制と軍部」（『東大社研「フアシズム期の国家と社会』第六巻、東京大学出版会、一九七九年）、山之内靖、ヴァイクター・コシュマン、成田龍一編「総力戦と現代化」（『相書房、一九九五年）、倉沢愛子ほか編『岩波講座アジア・太平洋戦争』2（岩波書店、二〇〇五年）、山室信一「複合戦争と総力戦の断層」（『人文書院、二〇一一年）、片山杜秀『未完のフアシズム』（新潮社、二〇一二年）などがある。海軍の動向については齋藤聖一「海軍における第一次大戦研究とその波動」（『歴史学研究』五三〇号、一九八四年）。
- (12) 組織の分析では荒川憲一「総力戦は如何に準備されたか」（『防衛学研究』第一二二号、一九九四年）が第一次大戦期アメリカに短く言及している。また、戦間期の陸軍による工業政策については、同「戦時経済体制の構想と展開」（岩波書店、二〇一一年）に詳しい。
- (13) 本稿では「文民と軍部」という、原語の *civil-military relations* に近い意味でこれを用いる。
- (14) 根無喜一「イギリス陸軍の管理」（『政治経済史学』第五〇〇号、二〇〇八年四・五・六月）。藤田嗣雄「欧米の軍制に関する研究」（信山社出版、一九九五年）。
- (15) 西部戦線論と東部戦線論の軍事的妥当性を巡る研究は枚挙にいとまがなく。B. Bond (ed), *The First World War and British Military History* (Oxford University Press, 1991) で戦史研究の潮流を知ることができよう。
- (16) 王からの信任厚い参謀総長ウィリアム・ロバートソンとロイドの対立は一九一八年に彼がその職を退くまで続いた。彼が王に頼るたびにロイドは引き下がらざるを得なかったとろう。H. Strachan, *The Politics of The British Army* (New York: Oxford University Press, 1997), p. 70.

- (17) 設置までの事実関係を簡潔に纏めた日本語の文献として河原田「ロイド・シヨージと軍需省」〔軍事史学〕第三五卷第三号、一九九九年一二月)。外国語文献は本稿で直接参照した以外にも多数存在しているが紙幅の都合上紹介を避ける。
- (18) L. V. Bonham-Carter, *Winston Churchill As I Knew Him* (London, 1959) in R. J. Q. Adams, *Arms and the Wizard: Lloyd George and the Ministry of Munitions 1915-1916* (Texas A&M University Press, 1978), p. 5.
- (19) Strachan, op. cit., p. 126.
- (20) Adams, op. cit., pp. 7-8.
- (21) G. B. Brinkerhoff, *David Lloyd George: A Political Life The Organizer of Victory 1912-1916* (London: Batsford Ltd, 1992), p. 123.
- (22) J. A. Spender and C. Asquith, *Life of Herbert Henry Asquith, Lord Oxford and Asquith* (London, 1932) in Adams, op. cit., p. 19.
- (23) ロイド・シヨージ著、内山賢次ほか訳『世界大戦回顧録 第一巻』(改造社、一九四〇年)、一八九頁。
- (24) Strachan, op. cit., p. 69.
- (25) Adams, op. cit., p. 20.
- (26) 前掲『世界大戦回顧録 第一巻』、一九一頁。
- (27) Adams, op. cit., p. 13.
- (28) Hohouse Diaries in Brinkerhoff, op. cit., p. 125.
- (29) Adams, op. cit., p. 14.
- (30) Lord Beveridge, *Power and Influence* (London, 1953), p. 124.
- (31) 前掲『世界大戦回顧録 第一巻』、二二九頁。
- (32) Brinkerhoff, op. cit., p. 174.
- (33) この行動自体は越権であり現地司令官の政治的策動そのものである。
- (34) 前掲『世界大戦回顧録 第一巻』、二四七頁。
- (35) Adams, op. cit., p. 42.
- (36) 例えば Sir H. Dalziel の一連の発言「われわれは沈黙し、彼らを信頼してきた。しかし思うに、彼らの今までのやり方は

- この信頼が正しいと考えるに足るものではない。今まで十ヶ月間よりも政府の行いを今後は監視しようではないか」「われわれ全員がこの法律の成立がこの不幸な戦争における新しく、より良い局面の始まりとなることを望んでいる」(HC Deb 08 June 1915 vol. 72 cc221-34)。
- (37) 例えば Sir R. Cooper は「われわれは現在の機構に干渉しようとしている。なぜならそれが不十分だと分かったからだ」と発言している (HC Deb 07 June 1915 vol. 72 cc88-152)。
- (38) 例えば Mr. Macmaster は「ビジネス能力を必要とする側面を考慮すればそれは完璧に明白なことと思われる」「新しい局のトップはビジネスに詳しい訓練された実業家を低賃金か無料で連れてきて、提案された契約が適切かどうかの判断を手伝わせるべきだ」と述べた (HC Deb 03 June 1915 vol. 72 cc50-7)。
- (39) 前掲『世界大戦回顧録 第一巻』、二九一頁。
- (40) HMSO, *The Official History of The Ministry of Munitions Vol. II/1: General Organization for Munitions Supply* (The Naval & Military Press Ltd, 2008), pp. 260-75 に掲載の主要職員一覧より作成。軍位を有する者は直近の所属がどこであれ軍人に分類した。この省史は全一二巻からなる。軍需省の経歴を記録する試みは関係者らによって一九一六年三月早くも開始され一九一九年夏には三分の二が完成していた。特に英国の商工省、陸軍、労働省など戦間期に軍需省の機能を引き継いでいた諸省にとつては重要な参考文献であった。現在においても英国の動員行政を学ぶ上で必須基礎文献である。詳しくは D. Hay, 'The Official History of the Ministry of Munitions 1915-1919', *The Economic History Review*, 14-2, 1944.
- (41) 例えば辻隆夫「イギリス行政哲学の起源 (一)」(『早稲田社会科学研究』第二八号、一九八四年三月)。
- (42) Adams, op. cit., p. 45.
- (43) 防衛庁防衛研究所戦史室編『陸軍軍需動員 (一) 計画編』(朝雲新聞社、一九六七年)、一一頁。
- (44) 臨時軍事調査委員については前掲『大戦間期の日本陸軍』の第一章や、瀨頼厚「臨時軍事調査委員の業務内容」(『政治経済史学』一七四巻、一九八〇年一月)参照のこと。
- (45) 一九一九年少将、二一年臨時軍事調査委員長。田中義一の秘書としても知られ、二八年からは自身も衆議院議員。
- (46) 大正四年九月二二日起草「佐藤安之助欧州出張に関する件」(J A C A R (アジア歴史資料センター)、Ref: B07090457300、佐藤歩兵大佐瑞西国へ出張、『帝國陸海軍将校海外派遣雑件／陸軍ノ部第二巻』、外務省外交資料館)。スミスは中立維持の観点から他国の武官が駐在することに否定的な態度を示していた。

- (47) 『欧受大日記』『大日記乙編』『大日記甲編』『密大日記』の大正三年から大正十一年分(防衛省防衛研究所蔵) および、『帝国陸海軍将校海外派遣雑件 陸軍の部』第二巻、第三巻(外務省外交資料館所蔵)より作成。
- (48) 例えば「陸軍二等主計正佐野会輔に興える訓令」(JACCAR (アジア歴史資料センター)、Ref: C03025405000、業務類末書提出の件、『欧受大日記』大正十三年三冊之内其三、防衛省防衛研究所)には「先づ仏国に於て永井歩兵大佐の指揮を受け準備を整えたる後独国に至るべし」とある。
- (49) 一九〇六年軍務局砲兵課長、一九一二年から陸軍省高級副官を兼任、一九一六年から軍務局長として軍需工業動員法の作成に立ち合う。一九二〇年に東宮武官長となる。慎重論者、国際協調派として知られる。
- (50) 奈良武次大将「回顧録草案 四分冊の二」(防衛省防衛研究所蔵)、二六七頁。
- (51) 前掲「陸軍二等主計正佐野会輔に興える訓令」。ドイツでの日本軍人の活動が各国から猜疑の目で見られていると注意を促す文言はこの時期随所に見られた。例えば「日独両国陸軍の関係の件」(JACCAR (アジア歴史資料センター)、Ref: C03025256400、米国に於ける日独親善宣伝に関する件、『密大日記』大正九年五冊の内五、防衛省防衛研究所)。
- (52) 帰国は一九二二年。
- (53) またドイツ派遣の結果だろうか、一九二五年に軍事課長補佐となっていた永田の影響下で作られた文書が独逸敗北の理由を「統帥部の異常なる権力の拡大」とし、統帥事項を「国務の遂行上支障なき事項に限らねばならぬ」と考えるに至ったことは興味深い(森靖夫「永田鉄山」(ミネルヴァ書房、二〇一一年)、一〇七頁)。これは国勢院で進展した文民優位の総動員体制と親和的な考えといえよう。
- (54) 防衛省防衛研究所所蔵。田中義一参謀次長の命で参謀本部において作成され、一九一七年九月に印刷配布された。森五六大尉の筆によるといわれる。森自身は後に『世界大戦史講話』(軍事学指針社、一九二八年)を出版しており、この時期の大戦研究の中心人物の一人だったことがうかがわれる。執筆者については諸説あるが小林幸男「嘉仁天皇大権空洞化(統治大権統帥権皇族監督権)」と「撰政」設置へ」(立命館大学人文科学研究所紀要』第八二号、二〇〇三年一月)の森五六作成就が最も妥当と思われる。
- (55) 同上、二〇三六頁。
- (56) ドイツも大戦前の段階で総動員を予測して準備をしていたわけではなかった。また、英米の方が最終的にドイツよりも強権的な経済動員を行ったことは日本も認識しており、「自由国にして而も物資の豊富なる英国の処置が著しく積極強制的な



- ることは本戦役の一特色たり」と記録している。「欧州工業動員概表」(国立公文書館デジタルアーカイブス、Ref. 単02349100)『参考書類』、国立公文書館』、一四頁。
- (57) ユダヤ系ドイツ人。戦後ワイマール共和国の外務大臣となるも一九二二年に暗殺される。ラーテナウについては例えば S. Volkov, *Walther Rathenau* (Yale University Press, 2011) 参照のこと。
- (58) ドイツの総動員に ついては G. D. Feldman, *Army, Industry and Labour in Germany 1914-1918* (Oxford: Berg Publishers, 1992)。初版は (Princeton University Press, 1966)。全政府的な統制機関がないゆえに実質的な権力を持つ陸軍が肥大化していくと同時に労資双方と結びつきを深めて行く様が描写される。
- (59) 小磯国昭『帝国国防資源』(参謀本部、一九一七年八月印刷、防衛省防衛研究所所蔵)、二一六頁。
- (60) 例えば吉田豊彦はドイツの国家組織を「平時より徹頭徹尾組織的に発達しあり」、「特に工業上の組織及び労働上の組織に於て最も完全なりし」と、評価している。「軍事工業と一般工業の関係に就て」(『偕行社記事』五一三号付録、一九一七年四月、二六一―二七頁)。こうした傾向は同時期の論説全体に共通している。
- (61) 前掲『帝国国防資源』、六頁。
- (62) 例えば福田雅太郎中将は英国視察の報告書で、「独逸両国の真相は英国に於て知り易からず」と書いているにもかかわらず、続けて根拠に欠けるドイツ健在論を書き連ねている。これには連合軍は油断すべきでないという戒めの意味がもちろんあるのだが、それ以上に独逸への心理的傾斜を感じさせる。「世界大戦に於ける英国及び英軍視察所感」(黒板勝美『福田大将傳』(福田大将傳刊行会、一九三七年) 所収)。
- (63) 実際独逸の行政は連邦、各邦、地方自治体と軍管区の間で分裂しており、中央による統制を著しく妨げていた。軍管区は複数の行政区に跨り、皇帝以外には責任を負わない管区長によって運営され、参謀総長に対してすら独立を主張できた。R. Chickering, *Imperial Germany and the Great War, 1914-1918* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004), pp. 32-4 参照のこと。
- (64) 例えば前掲「軍事工業と一般工業の関係に就て」(『偕行社記事』五一三号付録、一九一七年四月)でも、戦時原料局に言及してはいるが、産業界の自治組織の評価に重点が置かれており、政府組織への記述は薄い。
- (65) 一九一七年九月に英国から帰朝しており、「法案の起草、審議に大きく寄与」することになる(前掲「陸軍軍需動員(一)計画編」、四四頁)。総力戦の焦点が兵器の大量生産であるがゆえに兵器局銃砲課が主務課なのである。

- (66) 鈴木吉一「工業動員」(『偕行社記事』五二四号付録、一九一八年六月)、四〇頁。
- (67) ドイツがソムル会戦以降により統一的な局を設けたのは「初度に於ける動員機関の設定の不備なりしに基づくもの」と判断している。前掲「欧州工業動員概要」、一四頁。
- (68) 『貴族院軍需工業動員法案特別委員会議事速記録第二号大正七年三月二二三日』、九頁。
- (69) 法案作成との関わりは不明だが一九一八年一月に軍需調査委員会が陸軍省内に設置されている。これについて額綱氏は「イギリスの軍需省内に設置された軍需会議をモデルとしており、そこでは軍需大臣が議長となって全体が極めて強力な統制・管理のもとに運営されていた。したがって、陸軍も同委員会による調査・研究の実施と同時に、それが陸軍外の各官庁・諸機関をも統括し、工業動員を推進する中央機関としての役割をも期待していたと考えられる」としている(額綱厚「軍需工業動員法制定過程における軍財間の対立と妥協(上)」(『政治経済史学』二二九卷、一九八五年)、一五一―一六頁)。これは完全に誤った見方である。なぜならば、第一に、軍需調査委員会と英国の軍需会議を関連づける根拠がなく、外形的に類似性を指摘することすら困難だからである。第二に、英軍需会議の性質を誤解している。この会議設置以前の英軍需省では局間問題を仲裁する機能が軍需大臣に集中しており、当時、大臣個人の能力を超えて業務が著しく肥大化していたため、大臣の権能を肩代わりするために設けられたのが軍需会議であった。結果的に「軍需会議からの報告は一語たりとも変更する必要が無い」ほどに、会議は大臣の負担を軽減したのであつた(Winston Churchill, *The World Crisis 1911-1918* (London: Penguin Classics, 2007), p. 722)。大臣が強力な統制・管理のもと会議を運営したわけではなからぬ。この会議の性質を含めて額綱氏は英国における軍需動員行政の特質を把握していないと思われる。
- (70) 「軍需品管理法制定に関する件」(JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref: C03022453000「軍需品管理法制定に関する件」『密大日記』大正七年四冊の内四、防衛省防衛研究所)。
- (71) この軍需品管理法を上原勇作参謀総長が照会したのは二月二二日のことである。前掲『戦史叢書陸軍軍需動員(一)計画編』、五四頁には「当時の事務処理の慣行から、その前に省部主務者間の了解が成立していたものと思われる」とある。しかし、実際に陸軍省案として各省間で折衝されるのは、二月に陸軍省起草委員が作成する軍需品法案であり、この軍需品管理法は参謀本部の試案的性格が強かったのではないか。この起草委員の詳細は不明だが、主務課員で議会の説明員も務める鈴木が深く関与したことは間違いないと思われる。
- (72) 陸軍省起草委員「秘 軍需品法案(大正七年二月)」(国立公文書館デジタルアーカイブス、Ref: 単 02349100「参考書

類、「国立公文書館」。

- (73) 「秘 軍需工業動員法案 (二月一八日)」〔国立公文書館デジタルアーカイブス、Ref.単 02349100\* 参考書類〕、国立公文書館」。
- (74) 前掲『戦史叢書陸軍軍需動員 (一) 計画編』、五六―六六頁。
- (75) 防衛省防衛研究所所蔵の各『大日記』系資料に加えて上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』(東京大学出版会、一九七六年)、尚友俱樂部編『上原勇作日記…大正六年～昭和六年』(芙蓉書房出版、二〇一二年)や憲政資料室の『寺内正毅関係文書』、『田中義一関係文書』、『岡市之助関係文書』などの調査を行ったが、彼らの法案への関与はうかがえなかった。
- (76) 法制局長の有松英義は「他にも勅令に依って権限を付与する事は固より妨げありませぬ」として機能の拡張に含みを持たせていた。『貴族院軍需工業動員法案特別委員会議事速記録第二号大正七年三月二十三日』、二二頁。
- (77) 『衆議院軍需工業動員法案委員会議事速記録第四回 大正七年三月十三日』、五七頁。
- (78) 同上、五六頁。加藤友三郎海軍大臣はこの質疑の中で「『サーベル』風を吹かさないと云う事丈は茲に断言いたして置きます」と述べた。
- (79) ちなみに貴族院において、工場の「管理」の解釈を問われた有松法制局長が英国の controlled establishment を参照して説明している。経済を動員する際の具体的方法を英国に見ていたことの証左といえよう。『貴族院軍需工業動員法案特別委員会議事速記録第三号大正七年三月二十四日』、三七頁。
- (80) 『貴族院軍需工業動員法案特別委員会議事速記録第三号大正七年三月二十四日』、三二頁。
- (81) 一八五三年生、一九二九年没。一八九七年海軍省主計総監、一九〇四年大本営海軍経理部長、四二年より貴族院議員を務める。
- (82) 『貴族院軍需工業動員法案特別委員会議事速記録第五号大正七年三月二十六日』、五六頁。
- (83) 「欧州諸国の工業動員に関する法令に就て」〔国立公文書館デジタルアーカイブス、Ref.単 02349100\* 参考書類〕、国立公文書館、九―一五頁。
- (84) 前掲『総力戦体制研究』、五六頁。
- (85) 三月三日に独露講和の後、独禍東漸の危機が高まっていると受け止められていただけに、軍需局は戦時を意識した機関であったとも考えられる。英仏などでは日本軍による東部戦線の再構築が真剣に検討され、日本に打診していた。細谷千博

『シベリア出兵の史的研究』（岩波書店、二〇〇五年）、第二、三章。

(86) 英国では陸海軍から軍需省への権限の移譲を明記したThe Ministry of Munitions Orderの第四条で「軍需大臣は責務の効果的な遂行にとって必要若しくは不可欠だと考えられる其の他のあらゆることをする権限を持つ」として更なる権限の拡大を可能にしている。

〔付記〕資料収集に際して神保町・軍学堂様からご協力を賜った。この場を借りて謝意を表したい。（軍学堂：[www.15.on.ne.jp/~gungaku/index.html](http://www.15.on.ne.jp/~gungaku/index.html)）

諸橋 英一（もろはし えいいち）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本政治学会、戦略研究学会、The Western Front Association

専攻領域 近代日本史